

村山市監査委員公告 第7号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年3月7日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 学校教育課
2. 監査の期間 令和7年2月7日から令和7年3月7日まで
3. 監査の範囲 令和6年1月1日から令和6年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて意見を通知する。

(別添)

【注意事項】

補助金の概算払について

当該補助金について、要綱で定める概算払を適用し補助金を交付しているが、財務規則で定める概算払の手続きがなされていない。

村山市財務規則及び村山市補助金等交付規則に則った適切な交付事務に努められたい。

[村山市内高等学校 冬期通学費支援事業補助金]

監査の意見

【意見】

学校教育課においては、小中学校等を多数所掌している。

これらの外部機関において、不具合等の措置を要する事案が発生し、これに係る連絡を受理した場合の「市長等に対する報告、指示、措置事項に係る記録の作成保存」が組織的になされていない状況にある。

人事異動の多い組織にあって、当該事案に対応した職員の記憶や断片的なメールの保存のみでは、情報の集約、共有により事後における是正、再発防止につなげるといった組織的な危機管理にはつながらないと思料される。

措置を要する事案の発生から措置、事案の終結まで時系列的に視認できる様式を早急に定めて、内部統制の整備と運用の充実、強化に努められたい。